

令和 8 年 10 月 1 日

文部科学大臣 殿

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

理事長 河村 舟二

発達障害等のある児童生徒の不登校の未然防止と、 障害のある子どもに対応できる通常の学級の構築に関する要望書

日頃より、特別支援教育・インクルーシブ教育の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。私たちは、奈良県を拠点に、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもとその家族を支える立場から、下記のとおり要望いたします。

1 現状認識

不登校の児童生徒は全国で増え続け、令和 6 年度は小中学生で 35 万人を超えて過去最多となりました。この中で、発達障害のある子どもの不登校は、特に深刻です。

文部科学省「発達障害のある幼児児童生徒に対する就学前からの切れ目のない支援体制構築事業（特別支援教育・不登校担当の校内連携体制の在り方に関する調査研究）」報告書（令和 8 年 8 月公表）では、全国 432 校の令和 6 年度の状況について、次の結果が示されました。

区分	小学校	中学校	全体
すべての児童生徒	2.02%	6.07%	3.71%
特別支援学級（自閉症・情緒障害）	7.03%	23.31%	12.65%
通級による指導を受けている児童生徒	4.11%	12.95%	7.10%
通常学級で、通級未利用かつ発達障害に起因する支援の求め・相談があった児童生徒	14.79%	46.08%	22.76%
上記 3 区分の合計（発達障害のある児童生徒等）	7.94%	25.13%	13.26%

※出典：同報告書。回答率 27.5%で地域に偏りの可能性があり、因果関係を示すものでは

ないと同報告書に記載されています。

発達障害のある児童生徒等の不登校率（13.26％）は全体（3.71％）の3倍以上で、中学校では全体の約4倍（25.13％）に達します。注目すべきは、不登校率が最も高いのが「通常の学級に在籍し、通級を利用していないが支援の求めや相談があった児童生徒」（22.76％、中学校では46.08％）である点です。特別支援学級に在籍する児童生徒でも12.65％と高く、学ぶ場を分けるだけでは不登校は防げないこと、そして通常の学級で必要な支援が十分に届いていない可能性が高いことを示しています。

一方、同報告書は、「通常の学級の中でできる支援や合理的配慮を組織的に検討する」「特別な支援を必要とする子がいることを前提とした分かりやすい授業づくり」「本人・保護者との建設的な対話による合理的配慮の合意形成」「校内委員会の機能」「学校と保護者の連携」「就学・進学時の情報の引継ぎ」が、不登校率の低さと統計的に有意に関連していたと報告しています。つまり、不登校の未然防止の鍵は、通常の学級を含むすべての学びの場の環境づくりと支援体制にあります。

2 国連障害者権利委員会の勧告との関係

日本は障害者権利条約の締約国であり、条約第24条は、障害のある人があらゆる段階で、他の者と平等に、地域社会においてインクルーシブな教育を受ける権利を認めています。令和4年（2022年）9月、国連障害者権利委員会は日本への総括所見で、分離された特別支援教育を中止するための措置、障害のあるすべての子どもへのインクルーシブ教育に関する国家的な行動計画の策定、通常の学級での合理的配慮の確保と教員研修の充実などを勧告しました。

私たちは、この勧告を、特別支援学校や特別支援学級を直ちに否定するものではなく、「障害のある子が通常の学級で他の子どもと共に学ぶ権利を、実質的に保障せよ」という求めとして受け止めています。不登校の多さは、通常の学級で必要な支援が得られずに学びの場から離れざるを得ない子どもがいること、すなわち、その権利が十分に保障されていない現実の一つの表れだと考えます。

インクルーシブ教育は、障害のある子だけのためのものではありません。分かりやすい授業、安心できる居場所、困ったときに相談できる仕組みは、障害の有無にかかわらず、すべての子どもの学びと安心につながります。また、子どもたちが日常的に共に過ごす経験は、将来の共生社会を支える県民の理解の土台となります。

ここで重要なのは、「共に学ぶ」ことを選べるかどうかは、通常の学級が障害のある子どもに対応できる学級になっているかどうかにかかっている、という点です。現状では、通常の学級は障害のない子どもを前提に設計されており、障害のある子どもが在籍しても、教員の個人的努力と家庭の負担に頼らざるを得ない場面が少なくありません。その結果、保護者が「通常の学級では支援が足りない」と判断して別の場を選ぶ、あるいは選ばざるを得ない状況が生じています。真の選択とは、どの場を選んでも必要な支援が受けられる状態があって初めて成り立ちます。通常の学級を「障害のある子どもが在籍することを前提とした学級」へつくり変えることが、不登校の予防と、勧告への応答の両方に通じる課題です。

貴省におかれましては、下記を取組をご検討くださいますようお願いいたします。

3 要望事項

以上を踏まえ、「障害のある子どもが在籍することを前提とした通常の学級」を全国どこでも実現し、共に学ぶことを現実を選べるようにするため、次の事項を要望します。

(1) インクルーシブ教育に関する国の行動計画の策定

国連障害者権利委員会の勧告を踏まえ、通常の学級が障害のある子どもに対応できる学級となるための目標、年次計画、予算、検証の仕組みを示した国の行動計画を、障害のある当事者・保護者団体の参画のもとで策定してください。

(2) 教職員定数と学級編制の見直し

障害のある子どもが在籍する通常の学級に、複数担任制や加配を含む人員が確実に措置されるよう、教職員定数の改善と学級編制基準の見直しを進めてください。

(3) 特別支援教育支援員等の配置に係る国の財源措置の拡充

支援員の配置は自治体の財政力により差が生じています。居住地によって支援が左右されないよう、国による財政措置を拡充し、配置水準の目安を示してください。

(4) すべての教員の専門性の向上

教職課程における特別支援教育・合理的配慮に関する内容の充実と、採用後の研修体系の整備により、通常の学級の担任を含むすべての教員が、発達障害の特性理解と分かりやすい授業づくりを身につけられるようにしてください。

(5) 通常の学級での授業づくり・環境整備（ユニバーサルデザイン）の推進

学習内容や手順の見える化、刺激の調整、クールダウンできる場所や校内教育支援センターの確保など、基礎的環境整備を全国の学校で進めるため、基準の提示、財政支援、好事例の共有を行ってください。

(6) 通常の学級に在籍したまま必要な支援を受けられる制度運用

通級による指導の拡充、特別支援学級との柔軟な交流、必要な時間だけ個別の支援を受ける運用を可能にし、通常の学級に在籍する子どもが、診断や制度上の区分の有無にかかわらず支援を受けられるようにしてください。令和4年4月27日付文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（4文科初第375号）が示した、特別支援学級で週の授業時数の半分以上を学ぶことを原則的な目安とする取扱いが、個々の児童生徒の実情を離れて一律に運用され、通常の学級で共に学ぶ機会を制限することのないよう、運用の見直しを求めます。この点については、令和6年3月22日に大阪弁護士会も、厳格に適用された場合にインクルーシブ教育を受ける権利を侵害するおそれがあるとして、当該部分の撤回を勧告しています。

(7) 本人・保護者の意思に基づく選択と、切れ目のない引継ぎ

就学時から高校進学まで、本人・保護者の意向を丁寧に確認し、通常の学級で学ぶことを希望する場合に、合理的配慮の内容を建設的な対話により合意形成できる仕組みを全国で徹底してください。幼稚園・保育所等から高等学校までの具体的な引継ぎを確実にできるよう、手引きの整備を進めてください。

(8) 実態調査の拡充と、当事者参画による検証

不登校等に関する調査で、障害の有無・種別、在籍する学びの場、受けている支援との関係を継続的に把握・公表し、その分析と施策の検証に当事者・保護者団体が参画できる場を設けてください。

(9) 国民理解の促進

交流及び共同学習の充実や、障害のある人と接する機会の拡大、広報・啓発を通じて、すべての子どもが共に育つ学校についての国民の理解を広げてください。

4 おわりに

不登校は、子どもからの重要なサインです。障害のある子どもが通常の学級で安心して学べるようにすることは、誰もが安心して学べる学校をつくることそのものであり、国連の勧告が求める方向とも一致します。私たちは、当事者・家族の立場から、貴省と協力して取組を進めてまいります。つきましては、本要望に対するご回答と、意見交換の機会をいただきたく、お願い申し上げます。

以上

【連絡先】 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

〒639-1055 奈良県大和郡山市矢田山町 84 番地 10

電話 0743-55-2763

E-mail kawafune@ares.eonet.ne.jp